平成 16 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷義

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡宮原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 (1)
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。

八代郡宮原町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 T
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (2)

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに宮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 182 号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にす る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 16 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡大津町瀬田字瀬田裏 722 の 9 1 (1)
 - (2)指定の目的 水源のかん養
 - 指定施業要件 (3)

立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡大津町外牧字上畑 927 の 9 2 (1)
 - (2)指定の目的 水源のかん養
 - 指定施業要件 (3)

立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに 大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 183 号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を解除予定保安林にす る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 16 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町上西字桑木町小川屋伊勢ノ尾 3514 の 1 (次の図に示す部分に限る。)、3514 の 32、3514 の 33、3514 の 34
- 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 184 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業 所を次のとおり指定した。

平成 16 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事	業 者 名	指 定 年 月 日
デイサービス きずな	有限会社	肥後いこいの家	平成 16 年 2 月 25 日
菊池郡大津町灰塚 123-1			